

「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の 改定について（中間報告）

1 計画改定の背景と目的

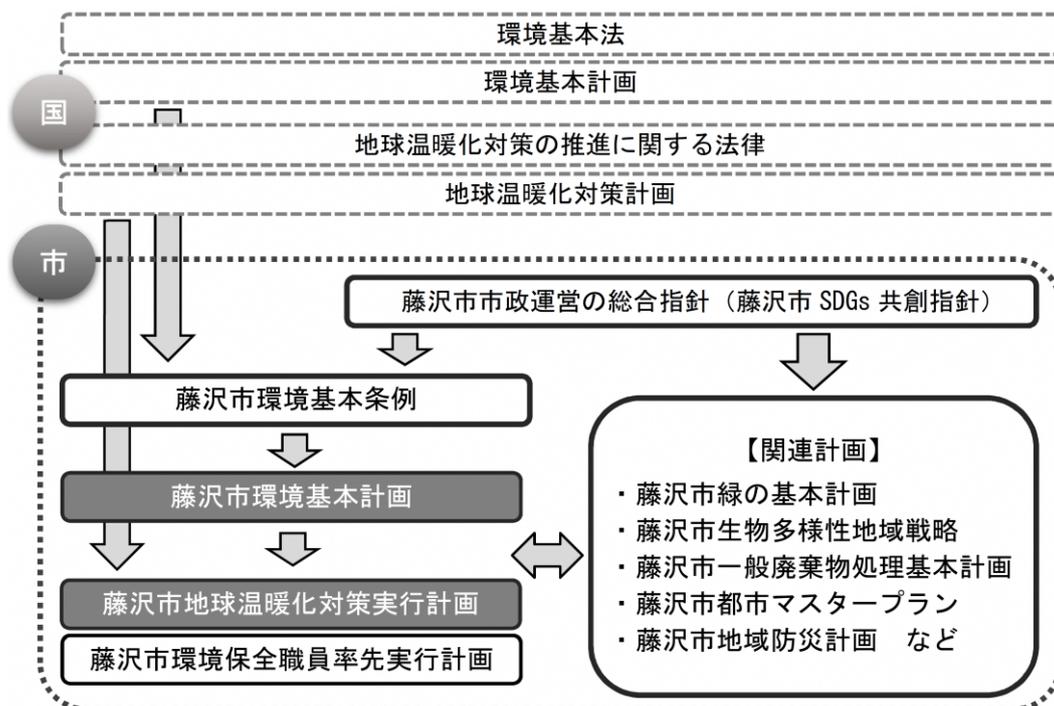
本市では、「環境基本法」の理念に沿って制定した「藤沢市環境基本条例」に基づき、「豊かな自然と都市機能が調和した安心して暮らせるまちー藤沢」の実現を目指し、環境の保全及び創造に取り組んでいく上での指針として平成10年度に「藤沢市環境基本計画」を策定し、計画の推進を図ってきました。

計画期間満了に伴い、平成22年度に計画を改定し、その後は3年ごとに計画の見直しを行い、現在は平成29年度から令和4年度までの6年間の計画となっています。

しかし、SDGsの目指す持続可能な社会の実現など、近年の環境意識や社会情勢の変化に早期に対応すること、また、地球温暖化の影響により激甚化する昨今の気候変動の状況に鑑み、脱炭素社会の実現を含めた「藤沢市気候非常事態宣言」を表明したことを踏まえ、計画期間の満了よりも1年間前倒しで改定するものです。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等の施策を総合的に行うための「藤沢市地球温暖化対策実行計画」についても併せて改定するものです。

◆計画の位置づけ



2 計画の期間

令和4年度から令和12年度までの9年間とし、国内外の社会情勢の変化等に合わせ、必要に応じて見直すこととします。

3 計画改定の視点

(1) 関連計画との整合

「藤沢市市政運営の総合指針2024」の目指す都市像や基本目標における施策、「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」や「藤沢市地産地消推進計画」、「藤沢市地域防災計画」などの関連計画との整合を図り、目標や施策を設定しています。

(2) 「SDGs（持続可能な開発目標）」及び国の「第五次環境基本計画」の反映

SDGsの考え方を取り入れ、環境の観点から経済・社会に関連する施策により国際目標の達成に資する計画とし、「経済」、「国土」、「地域」、「暮らし」等の国の第五次環境基本計画における分野横断的な重点戦略を計画に反映しています。

(3) 国の温室効果ガス削減目標との整合と地域特性を踏まえた適応策の実施

国の新たな「地球温暖化対策計画」や「2050年カーボンニュートラル宣言」、改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」を踏まえ、目標やその達成に向けた緩和策を進めるとともに、「気候変動適応法」及び「気候変動適応計画」に基づき地域特性を踏まえた適応策を講じています。

(4) プラスチックごみや食品ロス等への対応

本市におけるごみの分別の徹底や家庭での生ごみ処理など、これまでの取組を継承するとともに、国の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」や「食品ロスの削減の推進に関する法律」などを踏まえ、プラスチックごみや食品ロスの削減対策を計画に反映しています。

(5) その他の動向への対応

新型コロナウイルス感染症により経済活動が制限され、一時的に温室効果ガスが減少したことなどの地球温暖化への影響や、新しい生活様式による使い捨て容器の増加など、廃棄物への影響を整理しています。

また、生物多様性の危機などの動向を踏まえるとともに、自然環境の多様な機能を活用した防災・減災対策などの取組を計画に反映しています。

4 これまでの経過と今後の予定

(令和3年)	
1月	第2回環境審議会（市長から諮問）
4月	第1回地球温暖化対策研究会 第3回環境審議会
5月	第1回環境政策推進会議 市民・事業者アンケート調査の実施（5月22日～6月11日）
6月	第1回庁内検討会議
7月	第4回環境審議会（第1次素案提示）
8月	第2回地球温暖化対策研究会 第2回庁内検討会議
9月	第5回環境審議会（第2次素案提示）
10月	パブリックコメントの実施（10月14日～11月12日） 地球温暖化対策地域協議会 第2回環境政策推進会議
12月	市議会定例会（中間報告） 第3回地球温暖化対策研究会 第3回庁内検討会議 第6回環境審議会
(令和4年)	
1月	第3回環境政策推進会議 第7回環境審議会（市長に答申）
2月	市議会定例会（最終報告）
3月	計画の改定

以上

（事務担当 環境部 環境総務課）